

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の策定と 出前説明会の実施について

1 趣旨

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、令和4年第2回市会定例会の審議を経て、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」）」を策定しました。

市民の皆様に「財政ビジョン」を理解していただくため、財政局職員が市民の皆様のところにお伺いし、直接ご説明する出前説明会を実施していきます。

あわせて、広報よこはま7月号に記事を掲載し周知していきます。

2 財政ビジョンの出前説明会チラシの配架について

各区役所広報相談係、市民情報センター、横浜市立図書館、財政局財政課（市庁舎12階）、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザで配架します。

- ・資料 出前説明会のご案内チラシ
 - ・参考資料 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版
- ※参考資料の財政ビジョンは閲覧のみとなっております。
※財政ビジョンは下記ウェブページでもご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

3 出前説明会について

(1) プログラムの内容

事前にご要望やご質問をいただき、ご説明内容を調整させていただきます。

(2) お申込みできる方

財政ビジョンに興味のある団体、グループ

(3) 日時と会場

ご相談の上、決定します。

(4) 申込方法

Eメール、郵送、電話、FAXのいずれかの方法で必要事項をお知らせください。

【お知らせいただく必要項目】

- ・団体名
- ・連絡代表者名、連絡先
- ・希望日時（または時期）
- ・会場
- ・参加人数

担当：財政局財政部財政課 高瀬、豊島、藤ノ木

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

E-mail: za-zaisei@city.yokohama.jp

住所：横浜市中区本町6丁目50-10

**KNOW
THE
FACTS!!**

横浜市職員がご説明に伺います。
ご連絡お待ちしております。



詳しくはこちら
(詳細は裏面にも記載)

未来を
見据えた
財政について、
一緒に
考えましょう。

出前説明会

【お問い合わせ】
横浜市財政局財政課
横浜市中区本町6丁目50番地の10
☎ 045-671-2231
✉ za-zaisei@city.yokohama.jp



※横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン
(令和4年6月策定)



出前説明会のご案内



横浜市では、職員が市民の皆さまのところにお伺いし、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（以下「財政ビジョン」）の内容について、直接ご説明する出前説明会を実施しています。

「そもそも財政って何?」、「なぜいま財政ビジョンが必要なの?」など、皆さまの疑問についてわかりやすくご説明いたします。

自治会・町内会や各種サークルをはじめ、少人数のグループでも構いません。ぜひお気軽にお問い合わせください。



プログラムの内容

- ✓ 事前にご要望やご質問をいただき、ご説明内容を調整させていただきます。
- ✓ 財政ビジョンについてのご説明に加え、質疑応答や意見交換もアレンジ可能です。



お申込みについて

- ◆ お申込みできる方
財政ビジョンに興味のある団体、グループ
- ◆ 日時
ご相談の上、決定（概ね1時間程度）
- ◆ 会場
ご相談の上、決定（お申込みされる方がご用意ください。）
- ◆ 費用
無料（会場使用料等がかかる場合は、お申込みされる方がご負担ください。）
- ◆ 申込先
横浜市財政局財政課
- ◆ 申込方法
次のいずれかの方法で、必要事項をお知らせください。

<Eメール> za-zaisei@city.yokohama.jp

<郵送> 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

<電話> 045-671-2231

<FAX> 045-664-7185

【お知らせいただく必要事項】

- 団体名
- 連絡代表者名、連絡先
- 希望日時（または時期）
- 会場
- 参加人数



※取得した個人情報は、出前説明会の実施に係る連絡調整以外の目的には使用しません。
※宗教的、営利を目的とする場合など、出前説明会の趣旨に反する場合には応じられません。

「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について

日ごろから、市政への御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、横浜市は、新たな中期計画を 2022（令和 4）年度に策定します。

この度、策定に向けた議論の出発点となる、「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

現在、この「新たな中期計画の基本的方向」に関する市民意見募集を実施しております。地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、市民意見の募集を行っている旨を各区連会 6 月定例会でお知らせしたいと考えております。

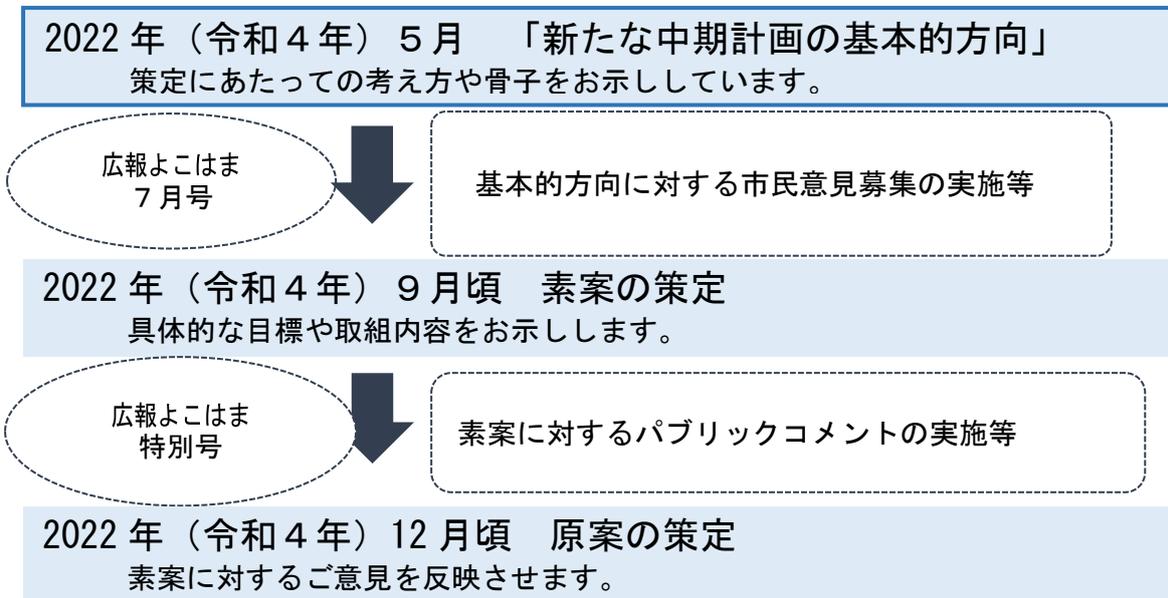
広報よこはま 7 月号にて「新たな中期計画の基本的方向」への市民意見募集について掲載する予定ですので、あわせてお知らせいたします。

今後、多くの市民の皆様のご意見を反映させながら、令和 4 年 9 月ごろに「素案」を策定し、令和 4 年 12 月頃に「原案」を策定します。

【配付資料】

「新たな中期計画の基本的方向」（概要版）

◆参考：新たな中期計画の策定スケジュール



担当：政策局政策課 柴・西島

電話：671-2010

FAX：663-4613

メール：ss-newplan@city.yokohama.jp



新たな中期計画の基本的方向

～新たな中期計画の策定に向けて皆様のご意見をお聞かせください～

④ 38の政策

「共にめざす都市像」の実現に向け、4か年で重点的に推進すべき政策として、
次の**38の政策**に取り組みます。 ※素案作成に向けた検討案

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援 | 21. 横浜経済の未来に向けた取組 |
| 2. 乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援 | 22. 観光・MICE振興による国際観光都市の形成・発信 |
| 3. 子ども・若者を社会全体で育むまち | 23. 大学と連携した地域社会づくり |
| 4. 児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実 | 24. 国際ビジネスの推進による市内経済の活性化及び地球規模課題の解決 |
| 5. 未来を創る子どもを育む教育の推進 | 25. 世界の人々が集い繋がる国際都市・横浜の実現 |
| 6. 魅力ある学校づくりと豊かな学びの実現 | 26. 人を惹きつける魅力的な郊外部のまちづくり |
| 7. 健康づくりと健康危機管理による市民の安心確保 | 27. 豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり |
| 8. スポーツで育む地域と暮らし | 28. 日常生活を支える地域交通と移動環境の確保 |
| 9. 持続可能な地域コミュニティの実現 | 29. 魅力と活力あふれる都心部・臨海部の機能強化 |
| 10. 参加と協働による地域福祉保健の推進 | 30. 文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出と文化的に豊かな生活の実現 |
| 11. 多文化共生の推進 | 31. 多様なライフスタイルを支える自然豊かな都市環境の充実 |
| 12. ジェンダー平等の推進と多様な性のあり方の尊重 | 32. 活力ある都市農業の展開 |
| 13. 障害児・者福祉の充実と地域生活支援の促進 | 33. 大規模地震への対策 |
| 14. 暮らしと自立を支えるサポート体制の強化 | 34. 激甚化する風水害への対策 |
| 15. 高齢者の暮らしと安心を支える地域包括ケアの推進 | 35. 災害から命を守るための地域防災力向上 |
| 16. 地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護等の推進 | 36. 生活や経済を支える交通ネットワーク |
| 17. 医療提供体制の充実・強化 | 37. 総合港湾づくり |
| 18. 脱炭素社会の推進 | 38. 公共施設の計画的かつ効果的な保全更新 |
| 19. 持続可能な資源循環の推進 | |
| 20. 中小・小規模事業者の経営基盤強化・経営革新と人材の活躍支援 | |

横浜市は、新たな中期計画を2022（令和4）年度に策定します。
この度、策定に向けた議論の出発点となる、「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

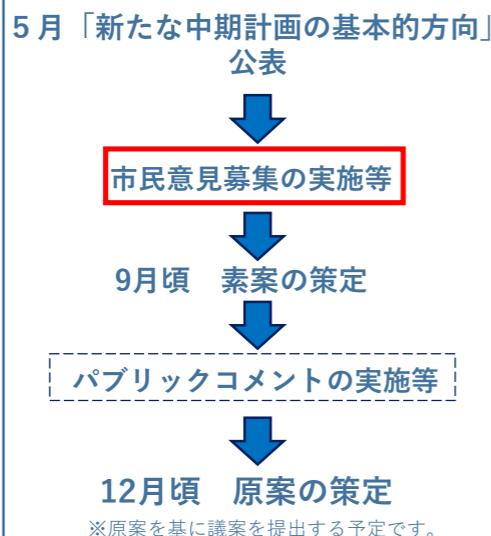
基本的方向には、中長期的な視点で横浜の未来を描いていくため、2040年頃の横浜のありたい姿として「共にめざす都市像」を掲げるとともに、その実現に向けた10年程度の「戦略」と、戦略を踏まえて4年間で重点的に取り組む「政策」の柱立てを記載しています。

市民の皆様が、2040年頃のありたい姿を自らに置き換えて、様々な暮らしのイメージができるように、また、そこに向けて自らも行動できるように、めざす未来の具体像を合わせて示しています。

市民の皆様がやりたいと考える姿は、お一人おひとりの価値観や生活環境などにより様々なので、皆様が考える2040年頃の姿をイメージして、共に行動するヒントになれば幸いです。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

新たな中期計画の策定スケジュール



市民意見募集について

○2022年（令和4年）7月15日（金）まで
郵送、FAX、電子メールまたは電子申請システムでご意見をお寄せください。様式は特に定めていませんが、具体的なページや項目名など、「新たな中期計画の基本的方向」のどの部分に関連する意見かが分かるようにご記入ください。
郵送：〒231-0005 中区本町6-50-10 政策局政策課 宛
FAX：045-663-4613
電子メール：ss-chuki2022@city.yokohama.jp
電子申請システム：ホームページに電子申請システムの案内が掲載されておりますので、そちらからご提出ください。
※個別の回答はいたしません。
※いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性があります。

① 共にめざす都市像

未来の横浜のありたい姿を規定した基本的方向性

市民生活の未来

2040 YOKOHAMA

都市の未来

都市基盤の未来

② めざす未来の具体像

共にめざす都市像を実現する上で目標となるシナリオイメージ

共にめざす都市像を実現する

③ 戦略 ④ 政策

中期4か年計画として策定・運用

2022 YOKOHAMA

2026年

2030年

2034年

2038年

横浜に関わる様々な人・企業・団体と共に未来を切り拓く

延長線上にある未来



本編冊子は、ホームページ、市民情報センターおよび各区役所（広報相談係）でご覧いただけます。



共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。私たちのまち横浜は、150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、創ってきた今の横浜。これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。たくさんの人が集い、明日を感じ、語りあえる都市。多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、世界のどこにもない都市を共につくりましょう。明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。



市民生活の未来

暮らしやすく誰もがWELL-BEINGを実現できるまち

社会や時代の変化に適応しながら、あらゆる世代・多様な市民の皆様、一人ひとりが自分らしく活躍でき、いきいきと安心して暮らすことのできる、そのような市民生活の実現を目指します。

都市の未来

人や企業が集い、つながり、新しい価値を生み出し続けるまち

これまでの歴史の中で、受け継いだ様々な価値と、新たに生み出す価値を織り交ぜながら、常に変化し、独自の魅力を発信し続け、人と企業が集う都市を目指します。

都市基盤の未来

変化する時代・社会に適応し、市民生活や都市を支える新しい在り方を実現し続けるまち

交通インフラ、脱炭素、環境保全、災害対策など、横浜での暮らしや様々な活動を支え、持続可能な都市として発展・進化し続けるための強い基盤づくりを目指します。

01 | 誰もが自分らしく生きる地域コミュニティ

02 | 誰もが健やかで安心して暮らせるまち

03 | 未来を創る子どもが育まれるまち

04 | 多世代が健康に活躍できる地域社会

05 | ワークとライフが心地よく調和した暮らし

06 | 脱炭素ライフスタイルによるサステナブルな暮らし

07 | あらゆる世代の人々が自然とつながっている

01 | 賑わいとイノベーションがあふれるまち

02 | 子育て世代が住みやすいまち

03 | グローバル視点で選ばれるまち

04 | 観光とビジネスが融和する心地よいまち

05 | 企業にDXと人の力が浸透している

06 | 脱炭素・世界基準企業への挑戦ステージへ

07 | 様々なプレーヤーが集う研究開発の集積地へ

市民生活と経済活動を支える都市インフラ

01 | ストレスのない暮らしの交通環境

02 | 多様な交通手段により誰もが気軽に移動できるまち

03 | 世界と日本をつなぐ進化した港湾

くらしにゆとりと潤いをもたらす環境づくり

04 | 持続可能な生態系を守り育てている

05 | 豊かな市民生活を支える横浜ブランドの農

06 | 日本・世界をリードするグリーンシティ

安全・安心の確保

07 | 災害に備え、安全・安心を共に高め合うまち

08 | 災害リスクが低減された強靱なまち

「共にめざす都市像」の実現に向け、10年程度の取組の方向性を次の9つの戦略で示します。※素案作成に向けた検討案

戦略①：すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

戦略②：誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

戦略③：Zero Carbon Yokohamaの実現

戦略④：未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現

戦略⑤：新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり

戦略⑥：成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

戦略⑦：花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現

戦略⑧：災害に強い安全・安心な都市づくり

戦略⑨：市民生活と経済活動を支える都市づくり

横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）改定に係る パブリックコメントについて

1 趣旨

本市の住宅部門の基本計画である、横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）について、現行計画の策定からおおむね5年を迎え、国の住宅政策の動向、社会・経済情勢の変化等を踏まえ改定するにあたり、このたび改定素案を公表し、パブリックコメントを実施します。

なお、当パブリックコメントについては、7月の広報よこはまに掲載予定です。

2 横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）とは

(1) 目的

横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）は、今後10年間の横浜市の住まいや住環境について目指すべき基本的な方向性を示す計画です。

「地域」「企業」「大学・専門家・NPO・中間支援組織」「行政・公的機関」など多様な主体がこの方向性を共有し、横浜らしい豊かな住生活の基盤となる住まいや住環境づくりを連携して進めていくことを目指します。

(2) 計画期間

2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。

※社会経済情勢の変化に的確に対応するため、おおむね5年を目安に見直しを行います。

3 パブリックコメント実施期間

2022（令和4）年7月1日（金）から8月1日（月）まで

4 御意見の提出方法（詳しくは、添付の概要版を御参照ください）

- ①電子申請システム（インターネットからの御提出）
- ②電子メール
- ③郵送
- ④FAX

5 改定スケジュール

2022（令和4）年7月1日～8月1日	パブリックコメント
2022（令和4）年秋頃	パブリックコメントの結果公表
2022（令和4）年度中	計画改定

【担当】 建築局住宅政策課 林、齋藤
【連絡先】 671-2922

横浜市住生活マスタープラン

(横浜市住生活基本計画)

概要版

改定素案パブリックコメント

皆様のご意見をお聞かせください

実施期間 2022(令和4)年7月1日(金)～8月1日(月)

横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)とは

横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)は、今後10年間の横浜市の住まいや住環境について目指すべき基本的な方向性を示す計画です。

「地域」「企業」「大学・専門家・NPO・中間支援組織」「行政・公的機関」など多様な主体がこの方向性を共有し、横浜らしい豊かな住生活の基盤となる住まいや住環境づくりを連携して進めていくことを目指します。

計画期間 2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とします。

※社会経済情勢の変化に的確に対応するため、概ね5年を目安に見直しを行います。

ご意見の提出方法 締切8月1日(月)まで

次のいずれかの方法で、ご意見を提出してください。

① 電子申請システム【推奨】

右の二次元バーコードから、横浜市のホームページにアクセスしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>



改定素案(冊子)は、以下の場所でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
 - 市民情報センター(横浜市庁舎3階)
 - 建築局住宅政策課(横浜市庁舎24階) 等
- また、市のホームページからもご覧いただけます。

横浜市住生活マスタープラン パブリックコメント

検索

② 電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

③ 郵送 本リーフレット付属のはがきを切り取り、お送りください。切手は不要です。

④ FAX 045-641-2756 (「住宅政策課あて」と明記ください。)

【注意事項】

- ◎ 電子メール・FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年齢」「素案へのご意見」を明記した上でお送りください。
- ◎ いただいたご意見は、横浜市住生活マスタープランの改定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日ホームページで公表させていただきます。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見は受け付けません。
- ◎ ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

改定スケジュール ※現在の予定(2022(令和4)年5月現在)

2022(令和4)年7月1日	改定素案の公表	2022(令和4)年秋頃	パブリックコメントの結果公表
2022(令和4)年7月1日～8月1日	パブリックコメント	2022(令和4)年度中	計画改定

問合せ先 横浜市建築局住宅政策課

電話 045-671-2922 FAX 045-641-2756 電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

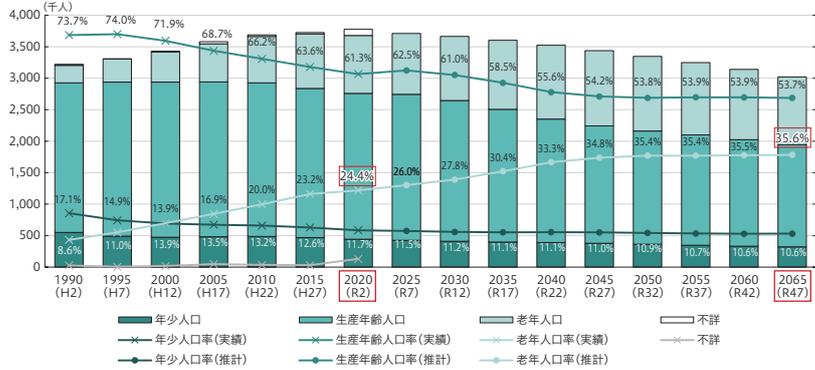
計画の内容や意見募集手続きに関して、ご不明な点等ありましたら上記までお問い合わせください。

住生活を取り巻く現状

人口

- ◎ 65歳以上の老年人口率(高齢化率)は2020(令和2)年は24.4%ですが、今後も上昇し続け、2065(令和47)年には35.6%となると推計されています。
- ◎ 一方、15歳未満の年少人口率は低下し続け、少子高齢化の状況が今後も継続していくと予測されます。

■ 年齢3区分別人口の推移及び将来推計

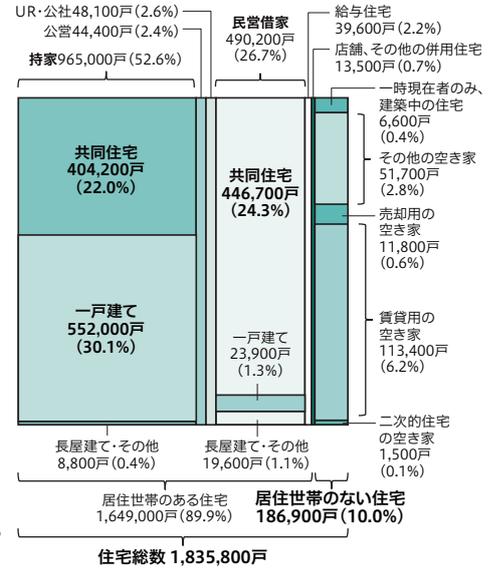


注：年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上
資料：「国勢調査」(総務省)、「横浜市将来人口推計」(2015(平成27)年基準時点、横浜市政策局)

住宅ストック

- ◎ 住宅総数は約184万戸で、空き家(居住世帯のない住宅)が約19万戸と全体の約1割を占めています。
- ◎ 住宅ストックの中では持家戸建てが約3割と最も高く、次いで民営借家共同住宅、持家共同住宅の順となっています。

■ 所有関係別建て方別戸数及び比率



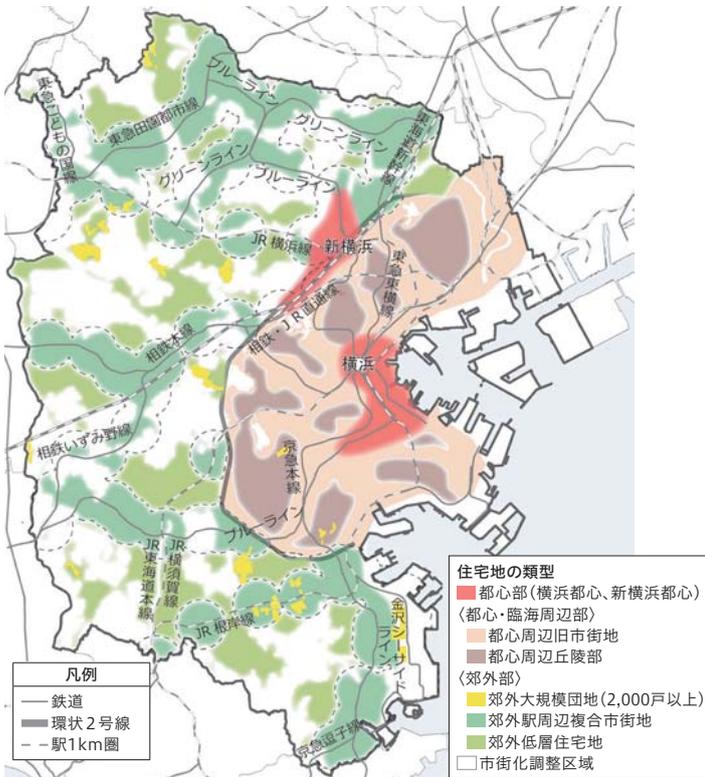
注：合計値には住宅の所有の関係「不詳」が含まれている
資料：「平成30年住宅・土地統計調査」(総務省)

住生活を取り巻く課題

横浜らしい多様な地域特性を生かした住宅地・住環境の形成

- ◎ 地域特性や実情、ニーズ等を踏まえ、地域ごとのきめ細かい豊かな住宅地・住環境の形成を図る必要があります。

■ 住宅政策からみた住宅地の類型



横浜らしい多彩な市民力を生かした住宅地のまちづくり

- ◎ 地域ごとの特性を踏まえた豊かな暮らしの実現に向けて、現在まで受け継がれてきた市民力を生かした住宅地のまちづくりが求められています。

■ 市民が主体的にまちづくりを進めている地域の例



農作業を通じた住民の見守りと交流 六ツ川野外サロン(南区)



親子の居場所や地域の担い手づくり NPO法人こまちがらす(戸塚区)

目指すべき将来像

一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまち よこはま
 ～横浜らしい多様な“地域特性”と多彩な“市民力”を生かして～

ページをめくると、市民一人ひとりが望む暮らし方が実現できる、将来像のイメージを描いています。

将来像の実現に向けた3つの視点、7つの目標 目標に基づく各施策に横断・共通する4つの基本姿勢

3つの視点	7つの目標		4つの基本姿勢			
社会環境の 変化	目標1	新たなライフスタイルに対応し、多様なまちの魅力を生かした豊かな住宅地の形成	① ス ト ック の 活 用	② 多 分 野 の 連 携	③ 地 域 経 済 の 活 性 化	④ D X の 推 進
	目標2	災害に強く、安全な住まい・住宅地の形成と被災者の住まいの確保				
居住者・ コミュニティ	目標3	多様な世帯が健康で安心して暮らせる住まい・コミュニティの形成				
	目標4	住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実				
住宅 ストック	目標5	脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成				
	目標6	マンションの管理適正化・再生円滑化の推進				
	目標7	総合的な空家等対策の推進				

4つの基本姿勢

① ストックの活用

- 環境負荷の低減、空家対策、セーフティネット住宅の供給促進に加え、良質な住宅や宅地ストックの流通促進、公的住宅の長寿命化改修、マンションの適正な管理推進など、ストック活用を重視する施策の充実に取り組んでいきます。

② 多分野の連携

- 住宅、福祉、防災、環境、生物多様性、農、緑、まちづくりなどの多様な分野や主体と連携し、総合的・一体的かつ効果的に施策を展開していきます。

③ 地域経済の活性化

- 住生活に関わる様々な分野の事業者、大学、NPO、住民団体など、多様な主体と連携し、脱炭素社会の形成や地域の活性化を推進することで、市内経済の活性化や持続可能な発展に寄与していきます。

④ DXの推進

- 新しい生活様式や働き方に対応した暮らしやすい住まいや地域づくり、年齢・言語などによるバリアの解消、脱炭素社会の実現などに向けて、高速な通信サービスが利用できる環境の整備や、AI、IoTなどデジタル技術を最大限に活用した取組を進めます。

郵便はがき



2 3 1 8 7 9 0

見本 005

〈受取人〉
 横浜市中区本町6-50-10
 市庁舎24階
 横浜市建築局住宅政策課
 横浜市住生活マスタープラン担当 行

（切り取り線）



回答されるあなたご自身のことについて、
 ご記入ください。

● 氏名

● 住所(区名まで) 区

● 年齢
 ① 10歳未満 ② 10歳代 ③ 20歳代
 ④ 30歳代 ⑤ 40歳代 ⑥ 50歳代
 ⑦ 60歳代 ⑧ 70歳代 ⑨ 80歳代以上





目標1 新たなライフスタイルに対応し、多様なまちの魅力を生かした豊かな住宅地の形成

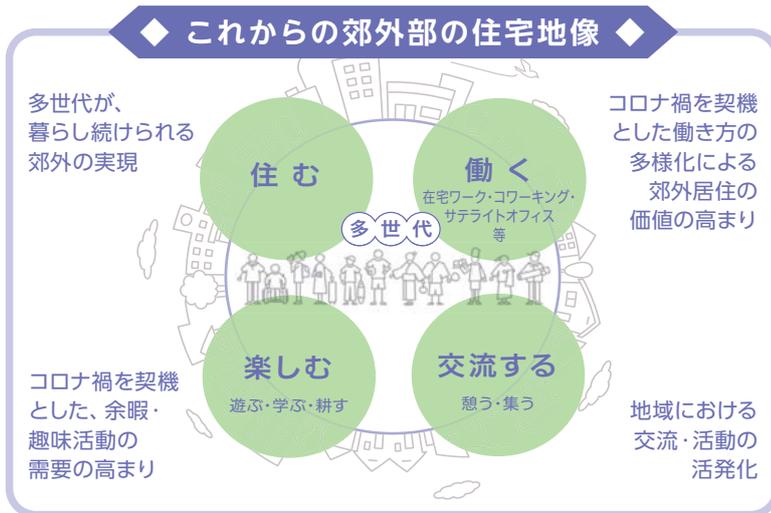
1-1 多世代が住み、働き、楽しみ、交流できる郊外住宅地の形成【重点】

- ① 郊外低層住宅地
- ② 郊外駅周辺複合市街地
- ③ 郊外大規模団地

1-2 鉄道沿線地域ごとの特性や市民力を活かした持続可能な郊外住宅地再生の推進

1-3 都心部と都心・臨海周辺部ならではの特性や魅力を生かした生活環境整備

- ① 都心部
- ② 都心周辺旧市街地
- ③ 都心周辺丘陵地



目標2 災害に強く、安全な住まい・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

2-1 災害に強い住まい・住宅地の形成【重点】

- ① 災害に強い住宅・住環境づくりの推進
- ② 自治会町内会、NPO等の多彩な市民力を生かした自助・共助の推進
- ③ 大規模団地の再生等に伴うグリーンインフラの活用

2-2 災害発生時における被災者の仮住まいや恒久的な住まいの確保

- ① 応急的・一時的な住まいの確保
- ② 応急住宅・災害公営住宅等の入居者への居住支援

目標3 多様な世帯が健康で安心して暮らせる住まい・コミュニティの形成

3-1 多様な世帯が健康で安心できる良好な住まいの普及促進

- ① 断熱性能やバリアフリー性能を備えた良質な住宅の普及促進
- ② ライフステージに応じた住まいの普及促進

3-2 多様な世帯が地域で交流する豊かな住環境・コミュニティの形成【重点】

- ① 地域特性に応じた多様な生活支援施設等の導入や連携体制の構築
- ② 地域ケアプラザ等の支援機関を通じた多様な世帯が支え合う環境づくりの推進

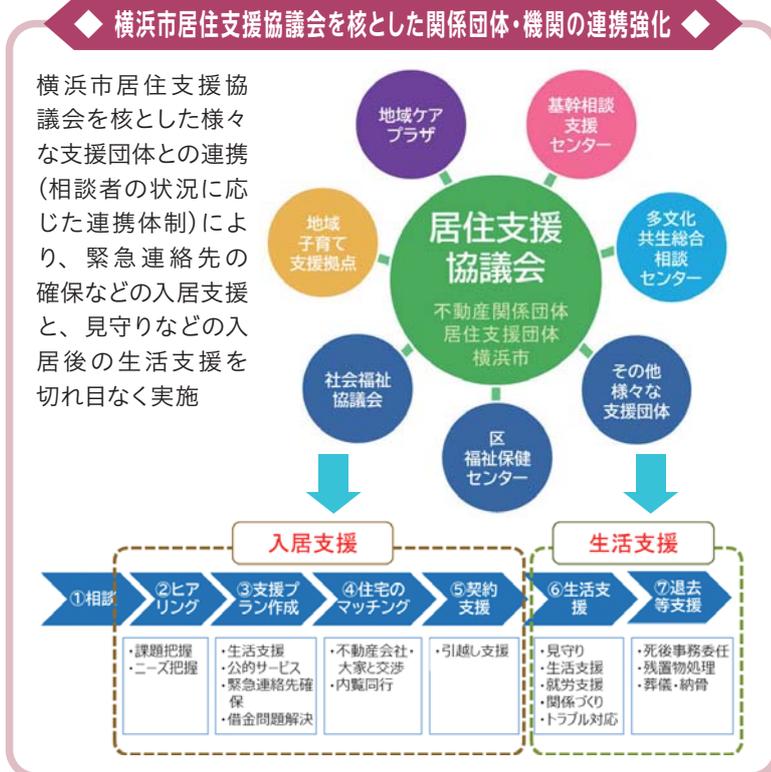
目標4 住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実

4-1 公民連携による住まいの確保の推進

- ① 市営住宅の有効活用と適切な維持管理の推進
- ② 民間賃貸住宅や公的賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の供給の促進

4-2 入居から退去までの切れ目のない支援の充実【重点】

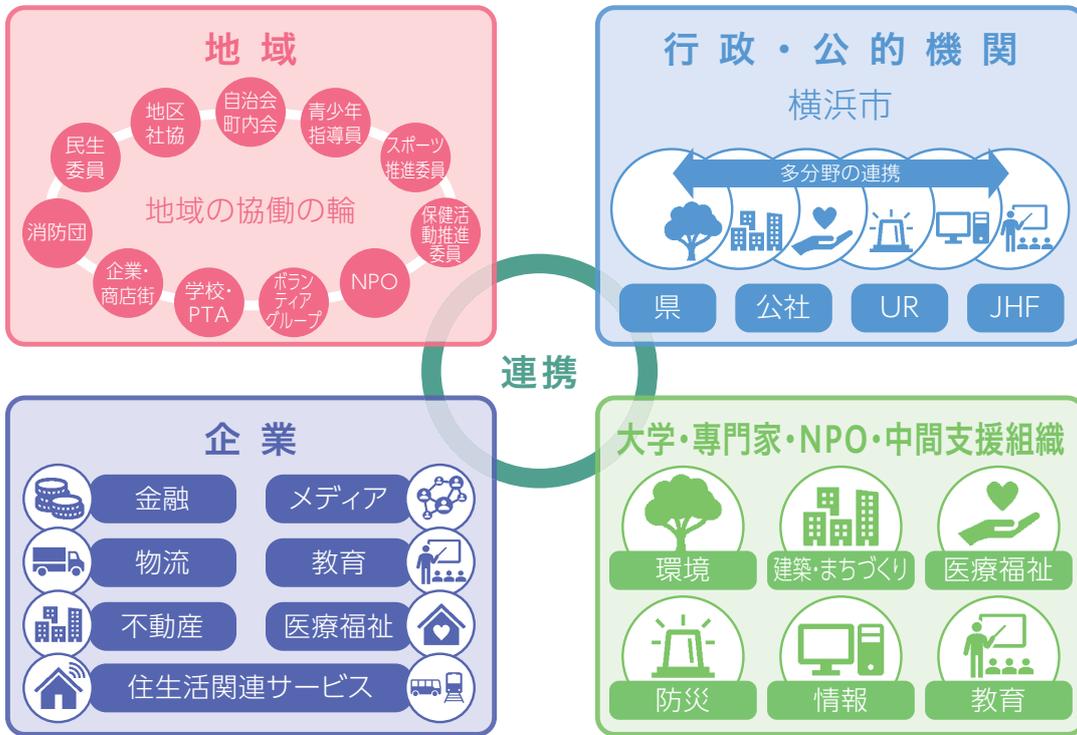
- ① 横浜市居住支援協議会を核とした関係団体・機関の連携強化
- ② 自立支援の一体的な実施の推進



多様な主体による連携

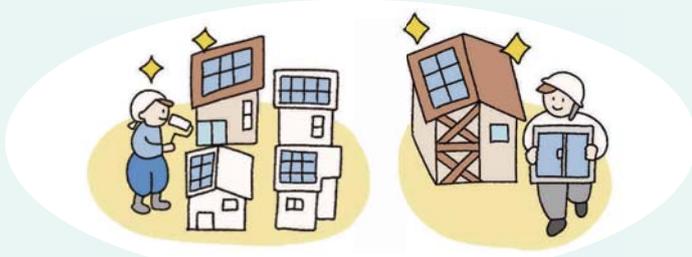
目指すべき将来像である「一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまち よこはま」の実現に向けて、「地域」、「企業」、「大学・専門家・NPO・中間支援組織」、「行政・公的機関」などの多様な主体が連携を図りながら、それぞれが施策の担い手として主体的な役割を果たし、施策を推進します。

◆ 計画の推進に向けた連携体制イメージ ◆



column 省エネ性能のより高い住宅

- ◎ WHO* (世界保健機関)では2018(平成30)年に発行した、「住まいと健康に関するガイドライン」により、寒さによる健康影響から居住者を守るための冬季室温として「18℃以上」を強く勧告しています。
*：国際連合の専門機関の一つであり、人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された機関。
- ◎ 一方、国では「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」を見直し、断熱等性能等級についてZEH水準の「等級5」を創設しました。さらに、2022(令和4)年には一戸建ての住宅について「等級6」、「等級7」を創設しました。
- ◎ この「等級6・7」の断熱性能を持つ「省エネ性能のより高い住宅」はWHOが強く勧告する「18℃以上」により近づけることができる住宅となります。



断熱等級	戸建住宅の窓仕様の例	冬季室温
等級7	ダブルLow-E三層複層ガラス(G9) 樹脂製サッシ	15℃
等級6	Low-E複層ガラス(G12) 樹脂製サッシ	13℃
等級5	Low-E複層ガラス(A10) アルミ樹脂複合サッシ	10℃

資料：2021(令和3)年11月24日社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会参考資料

区連会6月定例会説明資料

令和4年6月21日

都筑区更生保護協会

令和4年6月21日

自治会町内会長各位

都筑区更生保護協会

会長 佐藤 友也

都筑区更生保護協会賛助金の募集について（お願い）

向暑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から、地域福祉の推進につきましては、ご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度都筑区更生保護協会総会が実施され、令和4年度事業計画等について承認されました。都筑区更生保護協会は、別紙趣意書のとおり「社会を明るくする運動」などの推進や、都筑区を犯罪や非行のない明るい地域とすることを目的に活動を行っている都筑保護司会並びに都筑区更生保護女性会などの更生保護団体への支援を実施するため、地域の皆さまから賛助金を募集させていただいております。

つきましては、自治会町内会関係者の皆さまにはご負担をおかけいたしますが、この趣旨にご賛同をいただき、令和4年度都筑区更生保護協会賛助金の募集につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

裏面あり

1 賛助金目安額（一世帯 20 円）

＜自治会町内会名＞

【目安額】 ＜目安額＞ 円（＜対象世帯数＞世帯）

※令和4年3月現在の自治会町内会加入世帯数です。

※金額はあくまで予算をたてるための目安の金額です。

2 納入期限

令和4年12月28日（水）までをお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、募集期間を延長しております。

自治会町内会のみなさまにおかれましては、ご事情にあわせて柔軟にご対応
いただきますようお願いいたします。

3 納入方法

(1) お振込みの場合

同封の「**振込依頼書**」に必要事項をご記入のうえ、お近くの**横浜農業協同組合本店・各支店**から下記口座へお振込みください。

なお、横浜農業協同組合様の社会貢献の一環として**手数料は減免**いただいております。（他の金融機関をご利用されますと振込手数料がかかります。）

(振込先)

金融機関：横浜農業協同組合 東方支店

口座番号：普通預金 3178708

ツヅキクコウセイホゴキョウカイ

名 義：都筑区更生保護協会

ジムキョクチョウ クドウ ヒサシ

事務局長 工藤 久

(2) ご持参の場合

都筑区更生保護協会事務局（横浜市都筑区社会福祉協議会内）まで直接ご持参ください
いただきますようお願いいたします。（月～金曜日の午前9時から午後5時まで）

【事務局】

横浜市都筑区社会福祉協議会

都筑区荏田東4-10-3

TEL：943-4058

FAX：943-1863

担当：浅賀・神山

都筑区更生保護協会賛助金募集の趣意書

都筑区更生保護協会

都筑区更生保護協会は、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」として、7月から8月にかけて区内にある学校や公園などで非行や犯罪の防止に向けた啓発宣伝活動を実施しています。また、地域社会における犯罪の未然の防止、更生保護推進事業のため、都筑保護司会、都筑区更生保護女性会などの更生保護関係団体への支援活動を行っております。

都筑区更生保護協会は、この趣旨に賛同する皆さまに対し賛助金を募集するとともに、この資金は次に掲げる団体への助成や社会を明るくする運動の活動推進として、また、更生保護思想の啓発宣伝のための広報事業に充てさせていただきます。

つきましては、令和4年度の賛助金の募集につきまして、地域の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◇都筑区社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をテーマに、地域が一体となって、犯罪や非行を予防するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを支え、社会の中で見守り、犯罪や非行のない「明るい社会」を目指している全国的な運動です。

◇都筑保護司会

保護司は法務大臣から委嘱を受け、罪をおかした人の更生を助け、犯罪や非行防止のため世論の啓発を喚起し、地域に奉仕する方々です。そして、区内の保護司の活動を推進し援助する団体が保護司会です。

◇都筑区更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、女性として母親としての立場から、区内の犯罪予防と犯罪や非行におちいった人たちの更生に協力している女性のボランティア団体です。

<事務局>

都筑区更生保護協会(都筑区社会福祉協議会内)

都筑区荏田東4-10-3 電話：943-4058

区連会6月定例会説明資料

令和4年6月21日

都筑区更生保護協会

令和4年6月21日

自治会長・町内会長 様

都筑区更生保護協会

会長 佐藤 友也

「第28回都筑区社会を明るくする運動」へのご協力について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より「社会を明るくする運動」につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月から、別紙のとおり「第28回都筑区社会を明るくする運動」を実施いたします。今年度も、感染防止に十分配慮した上で、広報・啓発活動を実施していきたいと考えております。

つきましては、この運動のPRポスターの掲示について、自治会町内会のみなさまのご負担のないようご事情に合わせ、柔軟にご協力をいただけましたら幸いです。

なお、ポスターの掲示期間は7月から8月までの2か月間を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【「社会を明るくする運動」とは】

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を作ろうとする全国的な運動です。本運動は、7月を強調月間として、全国各地で街頭でのキャンペーンなどの啓発広報活動が行われております。

【事務局】

横浜市都筑区社会福祉協議会

都筑区荏田東4-10-3

TEL：943-4058

FAX：943-1863

担当：浅賀・神山

Since 1951

社会を 明るくする運動

犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ

更生ペンギン
ホゴちゃん®

ご理解、ご協力を
お願いします。

よろしくね! //

更生ペンギン
サラちゃん



更生保護の
マスコット
キャラクター

“社会を明るくする運動”とは??

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、
犯罪や非行のない地域社会を作ろうとする全国的な運動です。
地域には立ち直りを支えるため、様々な活動をしている人がいます。
皆さんも何ができるか一緒に考え、できることから始めてみませんか。

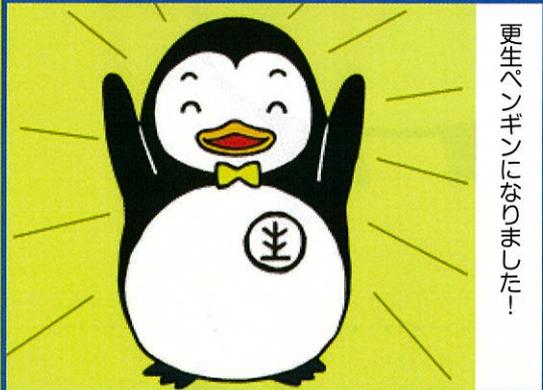




「更生保護」の話



ホゴちゃんの更生物語



「更生保護」って何だろう？

罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。

更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

「保護司」ってどんな人？

地域で更生保護の活動を担うボランティアです。

犯罪や非行をした人たちからの相談に乗ったり、助言を行うほか、それぞれの地域で犯罪や非行をした人の立ち直りや犯罪予防のための啓発活動を行っています。

「協力雇用主」ってどんな人？

犯罪や非行をした人の事情を理解した上で、積極的に雇用することで立ち直りに協力する民間の事業者です。

ほかにも、更生保護のボランティアとして、女性のもつあたたかさや細やかさを生かして、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う「**更生保護女性会**」や、非行少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、少年の立ち直りや自立を支援する青年ボランティア団体「**BBS会**」が活動しています。

犯罪や非行のない明るい社会へ！

地域の人たちがそれぞれの立場でかかわっていくことが大切です。ご理解、ご協力をお願いします。

「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」は、犯罪や非行のない幸福で明るい社会を願うシンボルです。

お問い合わせはお近くの保護観察所まで

保護観察所

検索

更生保護に携わるボランティアや活動情報は

更生保護ネットワーク

検索

毎年7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です。

令和 4 年 6 月 21 日

地区連合自治会町内会長 各位

都筑区戸籍課長

マイナンバーカードの普及に係る出張申請サポートについて（依頼）

日頃から、都筑区政の推進に御協力いただきましてありがとうございます。
このたび、都筑区では、より多くの区民の皆様マイナンバーカードをお持ちいただくため、連合会館または自治会町内会館等への出張申請サポート（無料での写真撮影等）を実施することとしました。

つきましては、別紙「マイナンバーカード出張申請サポートについて」を御参照の上、希望される地区は添付の出張申請申込書によりお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

1 実施期間

令和 4 年 7 月下旬～9 月下旬の各 1 日（平日・土日・祝日可）10～17 時頃

2 申込書提出締切

令和 4 年 7 月 21 日（木）

※締切日までに御回答できない等ございましたら、個別に御相談ください。

3 申込書提出方法

別紙「マイナンバーカード出張申請サポート申込書」を担当あて郵送、FAX、Eメール又は 2 階 12 番窓口まで直接御提出ください。

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1

都筑区戸籍課 担当 高野、渡邊

FAX 045-948-2259 E-mail tz-koseki@city.yokohama.jp

※ 区が委託する事業者が出張申請を実施します。実施日時・場所等の決定にあたっては、委託事業者が連絡させていただくことがあります。

※ 実施にあたっては、恐れ入りますが連合会館または自治会町内会館等をお貸しください。（会館使用料及び電気代はお支払いします。）

※ その他詳細につきましては、別紙「マイナンバーカード出張申請サポートについて」を御参照ください。

4 その他

○ 7 月下旬～8 月に、総務省から未申請者（※1）に QR コード（※デンソーウェーブの登録商標です。）付きの申請書が発送されます。

○ マイナポイント第 2 弾（20,000 ポイント）については、令和 4 年 9 月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象です。なお、ポイントの申請期限は、令和 5 年 2 月末です。

※1：75 歳以上の方、令和 4 年中に出生、国外からの転入等により交付申請書が添付された個人番号通知書が送付された方等は、対象外です。

担当：都筑区戸籍課 高野
電話：045-948-2255

マイナンバーカードの受取までの流れ

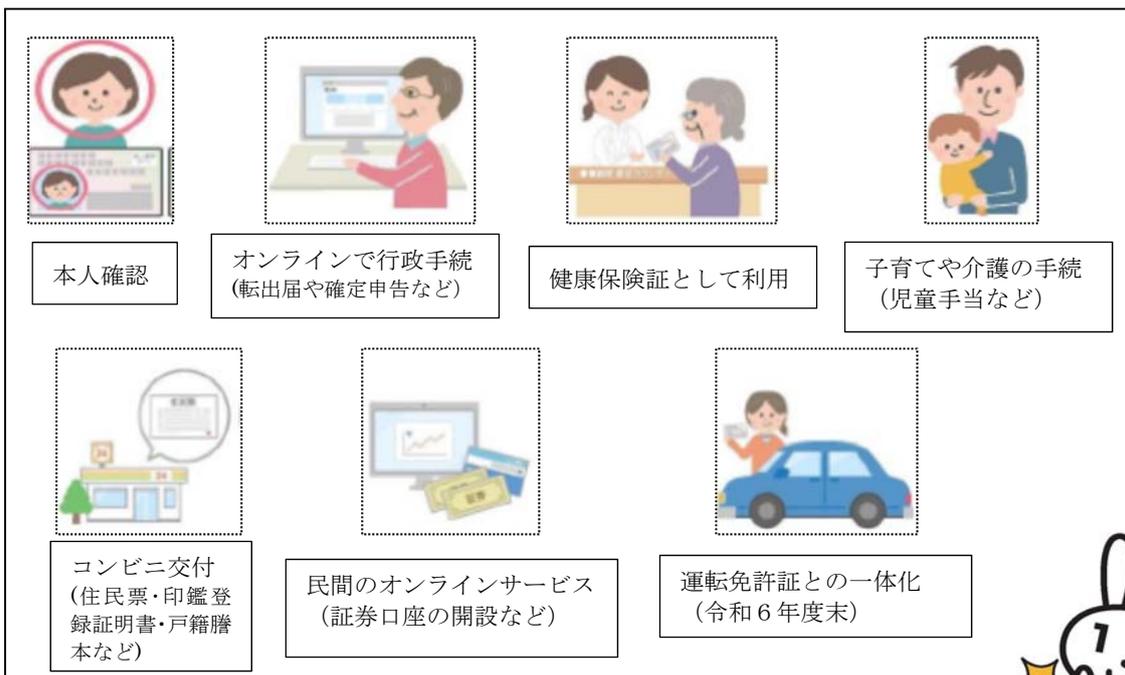


今回の出張申請サポートでは、この部分をお手伝いします。

[カードの受取]

申請から概ね1か月後に交付通知書（はがき）が届きます。この通知の案内に沿って、都筑区役所またはセンター北特設センターでお受け取りとなります。

マイナンバーカードでできること



マイナポイント第2弾について（合計 20,000 円相当のポイント）

- 1 令和4年9月末までに、マイナンバーカードの申請をされた方：
最大5,000円相当のポイント（第1弾で申し込んでいない方も含みます。）
- 2 健康保険証として利用登録申込みを行った方：7,500円相当のポイント
- 3 公金受取口座の登録を行った方：7,500円相当のポイント

※申込について：1は実施中です。2及び3は6月30日から開始します。

※マイナポイントに関するご相談や申込は、都筑区役所2階「マイナポイント支援ブース」をご利用くださるようお願いいたします。制度に関するお問合せは国の「マイナンバー総合フリーダイヤル」をご利用ください。0120-95-0178（無料）

マイナンバーカード出張申請サポートについて

1 実施期間

令和4年7月下旬～9月下旬（平日、土日、祝日いずれも実施可能です）

2 実施回数等

原則として、1の期間中に1連合あたり1回
概ね午前10時～午後5時の間（個別に御相談ください）

3 実施者（当日対応者）

区が契約する委託事業者が伺います。実施にあたり、日時・場所等の調整について委託事業者が連絡させていただくことがあります。

4 申請～カードお受け取りまでの流れ

- ①申請者（当日参加者）の写真撮影（無料）、写真のプリント（無料）
- ②申請書への記入サポート、写真の貼り付け（お手元にマイナンバーカードの申請書をお持ちの方は、当日持参いただくとスムーズに申請ができます。）
- ③料金後納郵便の封筒をお渡しし、申請者がポストへ投函
- ④約1～2か月後にマイナンバーカードが国から区へ納品
- ⑤マイナンバーカードが届いたことを区から申請者へはがきでお知らせ
- ⑥本人確認書類とはがきを持参の上、区役所またはセンター北マイナンバーカード特設センター（予約制）にてお受け取り

5 依頼事項

- ①実施場所については、プリンター用の電源が有り、最低1.8m×2.7mの大きさを確保できる会場の提供をお願いします。（例、連合会館もしくは自治会町内会館等）
- ②可能であれば、長机2～4本、椅子（6脚程度～）、写真撮影時の簡易パーテーションのご用意をお願いします（対応可能な範囲で構いません）。
- ③ポスターやチラシを用意しますので、可能な範囲で、ポスターの掲示やチラシの配布・回覧などをお願いします。

<実施イメージ>



見て! 聴いて! 話して!
 やってみよう地域づくり

都筑区地域づくり 大学校



地域づくり大学校は、そんなあなたにピッタリ!
 「座学+ワークショップ」で地域活動やまちづくりのノウハウを学ぶ講座です。

令和4年 **9.25** ≧ **12.17** 会場:都筑区役所会議室
 全4回+希望制オンラインフォローアップ2回
 詳細は裏面をご確認ください

定員	15名 <small>※応募多数の場合は抽選となります。抽選結果と第1講の案内について、9月9日(金)までにメールまたは郵送にて御連絡します。御連絡が届かなかった場合は、お手数ですが事務局までお問い合わせください。 <small>※いただいた個人情報は、本事業の運営以外には使用いたしません。</small></small>
受講対象者	以下①~③全てに該当する方 ① 都筑区に在住・在勤・在学の方、または都筑区内で活動している方 ② 地域づくりに興味がある方、都筑のまちをより良くしたいと思っている方 ③ 全4回の講座に出席し、修了後も区内で活動する意欲をお持ちの方 <small>※過去の地域づくり大学校卒業生の方もお申込みいただけます。</small>
受講料	無料 <small>※講座にかかる交通費、昼食代等は実費負担となります。</small>
申込方法	以下の事項を記入し、Eメール、郵送、持参のいずれかでお申込みください。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <small>※Eメールの件名は【地域づくり大学校申込】としてください。</small> 【申込事項】 ① 申込者氏名(ふりがな) ② 郵便番号・住所 ③ 年代 ④ 電話番号(日中につながる番号) ⑤ 所属団体名(何か活動に参加している方のみ) ⑥ 応募動機・入学への思い(200文字程度) ⑦ Zoomでのオンライン開催となった場合、(1)参加できる、(2)参加できない(番号を記入) </div> <small>注意:Eメールでお申込みの方については、区からの連絡は原則としてメールで行います。 「@city.yokohama.jp」のドメイン指定受信設定をお願いします。</small>
申込先	都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区地域振興課地域力推進担当(5階54番窓口) Email:tz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp
申込締切	8月26日(金)17時まで必着

※地域づくり大学校の講座は、全回、会場参加を基本とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止・延期またはオンライン開催などになる場合がありますのでご了承ください。
 ※講座の様子を撮影し、区のホームページや広報紙に掲載する場合がありますのでご了承ください。

プログラム



第1講

仲間を知ろう! / 経験談から考えてみよう! 私の活動

日時 9月25日(日) 10時~12時30分

受講生同士の交流や都筑で活躍する講師のお話を聞き、これからのプランの下地とします。

- オリエンテーション
- 港北ニュータウンの歴史と魅力 / 私にとってのNPO活動と町内会活動(塩入 廣中さん)
- 魅力的な自治会にしたい! 私の体験談(沼田 優美子さん)



講師
NPO法人ぐるっと緑道
理事長 塩入 廣中さん



講師
メゾンふじのき台自治会
沼田 優美子さん

第2講

地域活動を+クリエイティブで豊かにする~伝授! 風、水、土、そして種の話~

日時 10月2日(日) 13時~17時

「+クリエイティブ」をコンセプトに、防災や教育、まちづくりなど様々な分野の社会課題の解決を図ってきた事例紹介やワークショップを通して地域活動のアイデアを練ります。



講師
デザイン・クリエイティブセンター神戸【KIITO】
センター長 永田 宏和さん(左) 中野 優さん(右)



第3講

支援制度や地域での取組を知ろう!

日時 11月5日(土) 10時~12時30分

ヨコハマ市民まち普請事業を活用した活動や区内地域ケアプラザについてのお話を聞き、プランへ生かしていきます。

希望制

オンラインフォローアップ



日時 11月5日(土)午後、12月3日(土)午後(予定)

プランの具体化やブラッシュアップにあたり、第2講講師永田さん、中野さんがオンライン(zoom)で一人一人をサポートします。

第4講

アイデアを発表しよう! / 地域大生交流会

日時 12月17日(土) 13時~18時30分

これまでの学びをもとにしたアイデアを受講生が発表します。発表した内容は、講師や受講生がフィードバックを行い、地域活動の実施につなげます。令和2、3年度の地域づくり大学校受講生、講師も招待し、発表後に交流会を行う予定です。

講師

デザイン・クリエイティブセンター神戸【KIITO】
センター長 永田 宏和さん 中野 優さん
(第2講と同じ)



昨年度 受講生の声

- 都筑区の事例だけではなく、他都市でのバラエティに富んだ活動を知り大変参考になりました。
- 地域づくり大学校でのご縁で、同期でのコラボレーションもできそうでとても楽しみです!



【主催】都筑区役所

【申込先・問合せ先】都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区地域振興課地域力推進担当(5階54番窓口)
TEL 045-948-2474 FAX 045-948-2239

連合町内会自治会

自治会町内会

会長 各位

都筑区福祉保健課長 室山 孝子

民生委員・児童委員及び主任児童委員 一斉改選に向けた
ホームページと配信動画の活用及びポスターの掲出について(依頼)

初夏の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から都筑区の福祉保健行政に御協力、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先日御依頼しました、一斉改選に向けた説明会においては、多くの皆さまにご参加いただき厚く御礼申し上げます。説明会の中でご要望がありましたように、区民に向けた民生委員児童委員の活動紹介および提出資料のデータでのダウンロードができるよう、ホームページを改訂しました。

また、ご多用のため説明会に御出席いただけなかった方へ向けて、説明資料の動画配信と当日いただいたご質問および回答を新ホームページにて掲出しています。ご覧いただき推薦手続きの一助となりましたら幸いです。

最後に、民生委員・児童委員の活動について区民の皆さまへの関心を高め、候補者の推薦に御理解と御協力をいただくことを目的として、各自治会町内会の掲示板に添付ポスターの掲出をお願いいたします。

なお、ご不明な点やご要望がありましたら、担当までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

1 ホームページの閲覧について

右のQRコードを読み取っていただくか、「都筑区 民生委員」と検索していただくと 都筑区民生委員のページに入ることができます。



2 推薦にかかる提出書類について

(1) 提出期限

令和4年8月19日(金)まで

(2) 提出方法

都筑区福祉保健課へ直接御持参をお願いします。

※やむを得ず、郵送で御提出いただく場合には、受領漏れ防止のため、恐れ入りますが簡易書留にて御送付いただきますようお願いいたします。

3 ポスター掲出について

添付のポスターについて、自治会町内会掲示板にて掲出をお願いします。

都筑区福祉保健課 運営企画係

担当：佐山(さやま)、西谷(にしたに)

電話：948-2341、948-2342

あなたのまちの 民生委員・児童委員

小さな気づき 寄り添う心 頼れる地域の「つなぎ役」

初めまして！
よこはまミンジーです。



ご連絡先

都筑区役所
福祉保健課 運営企画係
☎ 948-2341

横浜市版 民生委員・児童委員キャラクター

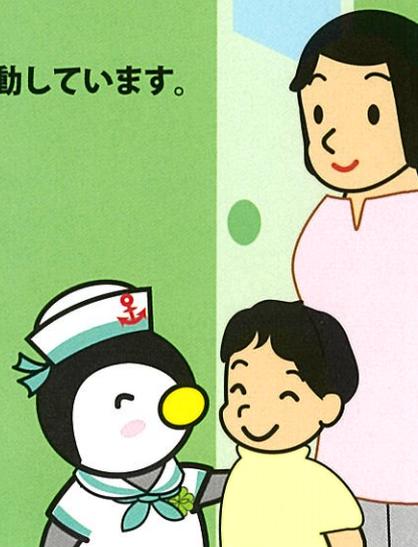
よこはまミンジー

横浜市内に約 4,500 名が身近な相談相手・見守り役として活動しています。

赤ちゃんから高齢者までお困りごとのご相談を
適切な機関・団体におつなぎします。
ご自身のことやご近所で心配な方のことでも
構いません。

私たちには、守秘義務があります。
安心して、ご相談ください。

横浜市民生委員児童委員協議会



令和4年度 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

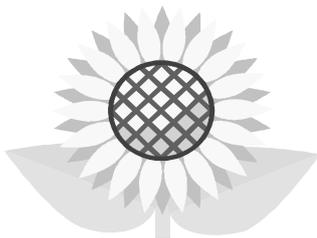
令和4年7月11日（月）～7月20日（水）の10日間

スローガン

交通ルールを守って 夏を楽しく安全に

運動の重点

- 1 過労運転・無謀運転の防止
- 2 高齢者と子どもの交通事故防止
- 3 自転車の交通事故防止
- 4 二輪車の交通事故防止



◇◇◇令和3年中市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	7,883件	+485	+6.6%	36人	-12	-25.0%	8,997人	+529	+6.2%
神奈川県	21,660件	+1,030	+5.0%	142人	+2	+1.4%	25,062人	+1,158	+4.8%

■高齢者の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	2,621件	+203	+8.4%	18人	-1	-5.3%	1,405人	+134	+10.5%

■酒気帯び運転中の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	33件	+7	+26.9%	0人	0	0.0%	40人	+6	+17.6%

■二輪車乗車中の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	2,538件	+179	+7.6%	11人	-7	-38.9%	2,273人	+149	+7.0%

■自転車乗車中の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	1,741件	+148	+9.3%	4人	+2	+100.0%	1,639人	+114	+7.5%

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種交通安全活動や子どもを交通事故から守る活動を積極的に推進します。
- ・ 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- ・ 区ごとに、地域の交通事故実態に即した交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- ・ 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- ・ 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- ・ 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し、取締りを強化します。
- ・ 自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨してTSマークの普及に努めます。
- ・ 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- ・ 夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室や高齢運転者に対する運転講習会などの交通安全教育を推進します。
- ・ 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- ・ 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した事故防止活動を推進します。
- ・ 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- ・ 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- ・ 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- ・ 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- ・ レジャーや帰省など遠距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- ・ 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、「思いやりのある」運転を実践しましょう。
- ・ 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。
- ・ シートベルトとチャイルドシートの必要性和効果について正しく理解し、全ての座席で正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
- ・ 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。
- ・ 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323